

不当な差別その他の人権問題を
解消するために・・・

<令和5年4月1日施行>

【相談】

- ・県は、人権問題に関する相談に応じなければ
ならない。
- ・県は、相談があったときは、助言、調査、
関係者間の調整その他の必要な対応等を行
う。

【紛争解決】

- ・相談対応での解決が困難な不当な差別に係る
事案について、助言、説示又はあっせんを行
うよう知事に申立てができる。
- ・知事は、必要に応じて、第三者機関（三重県
差別解消調整委員会）に諮問する。
- ・不当な差別に該当する行為をした者が、正当
な理由なく助言、説示又はあっせんに従わな
いときは、勧告することができる。

相談では解決しない不当な
差別については、助言、
説示又はあっせんを行う旨
の申立てができます。



三重県人権センターのご案内

人権尊重の考え方を広め、部落差別をは
じめとする、あらゆる差別をなくし、すべて
の県民の人権が保障される社会の実現を
図ることを目的
に、設置しました。



〒514-0113

津市一身田大古曾693番地1
電話 059-233-5501

図書室



常設展示室

このリーフレットについてのお問い合わせは
三重県環境生活部 人権課

〒514-8570 津市広明町13番地
電話059-224-2278 ファックス059-224-3069

令和5年3月発行

差別をしない・させない・ゆるさない



三重県人権センター
マスコットキャラクター ミッコロ

差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

前文

○私たちが一人一人が当事者であるとの認識の下、自他の人権を尊重し、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいかなければならない。

目的

○不当な差別その他の人権問題の解消を推進し、もって不当な差別その他の人権問題のない、人権が尊重される社会の実現を図ることを目的とする。

条例の詳細は三重県のホームページでご確認ください。



差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例

検索

◆ 基本理念 ◆

- 何人も、不当な差別をはじめとする人権侵害行為をしてはならない。(属性を識別する情報の摘示行為も禁止)
- 人権尊重に関する活動の推進にあたっては…
 - ・社会のあらゆる分野において人権が尊重されること。
 - ・対話を通じて不当な差別その他の人権問題の解消を図ることが重要であること。
 - ・不当な差別その他の人権問題の解消に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念等の改善を図ること。
 - ・人権侵害行為の意図の有無にかかわらず、その解消を図ること。
 - ・人権侵害行為を行った者等がその責任を自覚し、及び人権侵害行為を受けた者等の心情等を理解することを社会として促進すること。
 - ・人権侵害行為を受けた者等がその困難を乗り越えることができるよう社会として支えていくこと。
 - ・不当な差別その他の人権問題の解消を図ることにより、多様性が尊重され、誰一人取り残されることのない共生社会の実現に寄与すること。

差別のない三重をみんなで
つくりましょう



県の責務

○基本理念にのっとり、県行政のあらゆる分野において人権尊重の視点に立って取り組みとともに、不当な差別その他の人権問題を解消するための取組をはじめとする人権施策を総合的、積極的かつ計画的に推進する。

県民の責務

- 基本理念にのっとり、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重しなければならない。
- 県が実施する人権施策に協力する。
- 不当な差別その他の人権問題に対して傍観することなく、これらの解消に向けてそれぞれの立場において主体的に取り組みよう努める。

事業者の責務

- 県民の責務に加え、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければならない。
- 事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組む。